

5. 「NPOバンク」を巡る論点、主な事例

(1) NPOバンクの概要

NPOバンクは、地域社会や福祉、環境保全のための活動を行うNPOや市民団体、個人などに融資することを目的として設立された小規模の非営利バンクである。「市民金融」、「市民の非営利バンク」、「コミュニティ・バンク」などとも呼ばれる。1994年に設立された「未来バンク事業組合」（東京都）を皮切りに、「女性・市民信用組合設立準備会」（1998年、神奈川県）、「北海道NPOバンク」（2002年、北海道）、「NPO夢バンク」（2003年、長野県）、「東京コミュニティパワーバンク」（2003年、東京都）、「コミュニティ・ユース・バンク momo」（2005年、愛知県）、「新潟コミュニティバンク」（2006年、新潟県）と、全国各地で相次いで設立された。また、1960年設立の日本共助組合、1969年設立の岩手消費者信用生活協同組合もNPOバンクの一種と考えられる。

NPOバンクの運営形態は様々だが、主旨に賛同する市民やNPOが組合員となり、1口数万円単位の出資を行い、それを原資としてNPOや市民団体、あるいは個人へ融資する、という形が多い。融資先は、事業の社会性、独自性など多角的な観点から決定されている。利率は様々だが、多くの場合1～3%程度と比較的低利に抑えられている。出資者側から見れば、元本保証がない、出資金が自由に引き出せないなどのデメリットはあるが、自分の意志に沿った形で資金が運用されることが大きな魅力と言える。融資先が出資者に対して公開される場合もあり、出資者と融資先の間には「顔の見える」信頼関係が築かれることも大きな特長である。なお、融資の審査は公認会計士等の専門家を交えて行われており、国内のNPOバンクではこれまで貸し倒れはほとんど起きていないとされる。

90年代以降、こうした市民の手によるNPOバンクが相次いで設立されてきた背景として、「日本における市民活動・NPO活動の広がりに対して、その立ち上げ資金や資金繰りを支援する金融システムが整備されておらず、市民自らが設立する以外に手段がなかったこと」、「既存の金融機関では、預金の使途が不明確であり、預金者の意向に沿った運用がなされないのでは、という不信感があったこと」などがある。すなわち「資金不足に陥っていた市民活動・NPO活動」と、「自分のお金を社会に活かしたいが、よい運用先が見つからない預金者」とをうまくマッチングさせたのがNPOバンクであるとも考えられる。

(2) 全国NPOバンク連絡会の活動と法的な対応

NPOバンクは各地で相互独立的に発展してきたが、現在では各NPOバンク間の連絡や調整を行う任意の団体として、「全国NPOバンク連絡会」が存在する。

全国NPOバンク連絡会は、2004年12月の証券取引法改正により、NPOバンクの事業展開に障害が生じたことをきっかけに結成され、2005年1月から活動を開始した、NPOバンクの連絡組織である。全国のNPOバンクの関係者、各種市民金融関係者、NPOサポー

ト団体、専門家（弁護士、公認会計士等）、民間シンクタンク研究員など、幅広いネットワークによって形成されており、各種法制度に対する提言等を実施している。

全国NPOバンク連絡会の活動成果により、2006年に成立した金融商品取引法（投資サービス法）では、出資者に利益配当を行わないという現在のNPOバンクの一般的運営形態は、規制対象外となった。しかし、わずかでも出資者に利益配当しようとする場合は、業者登録が必要となる場合があること等が問題であると同会は指摘している。また、2006年12月の貸金業法改正においても、「財産的要件を純資産5,000万円へ引き上げ」「貸金業協会、個人信用情報機関への実質的強制加入による会費などの負担」「貸金業登録手数料15万円（3年更新）」等がNPOバンクにとって大きな負担となると予想されたが、同会の活動等により、参議院財政金融委員会（2006年12月12日）において「法施行後二年六月以内に行われる見直しに当たり、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、法律本則に明記することなど必要な見直しを行うこと」という附帯決議が盛り込まれ、現在、金融庁と全国NPOバンク連絡会の間で継続的な検討が実施されている。

(3) NPOバンクの事例とその組織形態

NPOバンクについて、その事例と法人形態、活動状況について整理したものを以下に示す。法人形態としては様々な形態があり、出資受入と融資を別組織に分けているもの、両方を1つの任意組合で実施しているもの等があるが、少なくとも融資を実施する側の組織は貸金業登録を行っている。

表 5-1 各地のNPOバンクとその組織形態

団体名 (所在地)	発足時期	貸出条件	組織形態	活動状況
未来バンク事業組合 (東京)	1994年	金利3%、上限は出資額の10倍	○出資受入：未来バンク事業組合 (任意組合) ○融資：未来舎 (任意組合、貸金業登録)	太陽光発電などに融資、ap bankの審査運営を支援
女性・市民信用組合 (WCC) 設立準備会 (神奈川)	1998年	金利1.8～5.0%、最長5年、上限1,000万円	○出資受入：WCC設立準備会 (任意組合) ○融資：WCB (代表の個人事業、貸金業登録)	神奈川県内の事業者、女性起業家、個人など対象。信用組合転換めざす
北海道NPOバンク (北海道)	2002年	金利2%、1年以内のつなぎ融資が主、上限200万円	○出資受入：NPOバンク事業組合 (任意組合) ○融資：北海道NPOバンク (NPO法人、貸金業登録)	北海道内のNPOなどへ融資、北海道や札幌市も出資
NPO夢バンク (長野)	2003年	金利2～3%、期間3年まで、上限300万円	○出資受入：NPO夢バンク事業組合 (任意組合、貸金業登録) ○融資：NPO夢バンク (NPO法人、貸金業登録)	長野県のNPO中心。県からも資金融資
東京コミュニティパワーバンク (東京)	2003年	金利1.0～2.5%、最長5年、原則上限300万円	○出資受入、融資ともに任意組合 (貸金業登録) 1組織で担う	東京のNPO、小規模事業者など。「ともだち融資団」で信用補強
コミュニティ・ユース・バンクmomo (名古屋)	2005年	金利2.5%、原則3年以内、上限300万円	○出資受入、融資ともに任意組合 (貸金業登録) 1組織で担う	愛知・岐阜・三重を融資対象地域とし、これまで岐阜県の若者の事業等に融資

出典：国際青年環境NGO A SEED JAPANウェブサイト、第2回全国NPOバンクフォーラム資料等より三菱総合研究所作成